

# 清川村宮ヶ瀬霊園 永代供養墓のしおり



## 清 川 村

平成26年4月1日  
平成29年1月1日 改訂  
平成31年1月1日 改訂  
平成31年4月1日 改訂

## 永代供養墓の概要

- 1 完 成 平成26年 1月31日
- 2 所 在 地 清川村宮ヶ瀬字釜田川1610番地
- 3 敷地面積 16.00m<sup>2</sup>
- 4 施設の概要
  - ① 供養墓建屋 1棟 7.36m<sup>2</sup> (石材製)
  - ② 納骨収納棚 骨壺120個収納 (石材製)
  - ③ 合祀スペース 1箇所 0.756m<sup>3</sup>
  - ④ 花 立 2個 (石材製)
  - ⑤ 香 炉 1個 (石材製)
  - ⑥ 香 炉 台 1個 (石材製)
  - ⑦ 物 置 台 2個 (石材製)

# 永代供養墓の使用について

## 1 申請者の資格等

- (1) お墓のない方等で、生前に自己のために使用許可申請をすることができます。ただし、死後において焼骨が永代供養墓に埋蔵されるようあらかじめその措置を講じておく必要があります。
- (2) 原則として使用許可申請ができる方は1人1体です。ただし、使用許可申請できる方が親族の焼骨を有し、かつ、その焼骨の埋蔵場所を有していない場合には、3体まで使用許可申請をすることができます。
- (3) 改葬に伴って使用する場合には、埋蔵されている焼骨を改葬することができます。

## 2 使用料

### (1) 使用料（永代）

区 分	単 位	金 額
村内の居住者（申請時に引き続き1年以上住民登録のある方）	1 体	100,000円
村外の居住者（上記以外の方）	1 体	200,000円
村内での改葬	1 体	100,000円
村外からの改葬	1 体	200,000円

※ 使用料（永代）は、1回限りです（管理料は、不要です。）。

※ 一度納められた使用料は、還付いたしません。

### 3 申請時に必要な書類等

- (1) 村内在住者 印鑑、連絡先等報告書
- (2) 村外在住者 印鑑、本籍地記載の住民票、連絡先等報告書

### 4 使用料の納入

- (1) 使用料（永代）の納入通知書をお送りしますので、納入通知書に記載のある指定金融機関で、納入してください。
- (2) 清川村ふるさと応援寄附金により申込みをされた方は、使用許可が下りた後に寄附の申込みをして下さい。

### 5 霊園使用許可書

使用料の納入確認後、30日以内にお送りさせていただきます。

### 6 埋蔵方法

- (1) 焼骨は、埋蔵の日から起算して13年間骨壺に入れた状態で、永代供養墓内の埋蔵室に安置し、その後は、同合祀室に共同埋蔵（焼骨を骨壺から出して合せて葬ること）します。埋蔵する焼骨の容器は、直径26cm、高さ29cm以内で、材質が陶磁器その他焼骨の埋蔵に適したものとします。
- (2) 埋蔵室に受け入れた焼骨は、原則として持ち出しができません。

### 7 埋蔵の手続き

- (1) 埋蔵するとき

事前に清川村役場・税務住民課へ連絡し、埋蔵日を予約したのち、当日火葬許可証及び霊園使用許可書を管理人に提示していただき、管理人が埋蔵室に安置します（埋蔵室に入ることはできません）。

- (2) 火葬許可証の提出がない場合は、埋蔵することができません（墓地

埋葬等に関する法律第14条により墓地の管理者は、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬又は焼骨の埋蔵をさせてはならないことになっています。)

## 8 使用許可の取り消し

- (1) 永代供養墓を使用する権利を譲渡し、又は転貸したとき。
- (2) 清川村宮ヶ瀬霊園条例又は同条例施行規則に違反したとき。

## 9 参拝方法

永代供養墓の敷地内に香炉及び花立台を設置してありますので、焼香、献花は、自由に行うことができます。

## 10 その他

- (1) 次の場合は、速やかに届出をしてください。
  - ① 使用者の本籍、住所、又は氏名が変更したとき（本人が埋蔵された場合を除く。）。)
  - ② 連絡先等報告書の内容に変更が生じたとき。
  - ③ 永代供養墓を使用する必要がなくなったとき。
- (2) 霊園の開園日は、年間を通して開園しています。

また、霊園の開園時間は、午前8時30分から午後5時までとします。ただし、7月1日から9月30日までは、午前8時30分から午後6時までとし、12月1日から翌年の1月31日までは、午前8時30分から午後4時までとします。

- (3) その他、清川村宮ヶ瀬霊園条例及び同条例施行規則によります。

お問合せは、下記へお願いします。

(お問い合わせ先)

清川村役場 税務住民課

〒243-0195

神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地

TEL 046-288-3849 (直通)

(墓地の名称及び位置)

清川村宮ヶ瀬霊園

神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬字釜田川1610番地

TEL 046-288-1656

埋藏室内



合祀室





## 【バス】

- ① 本厚木駅→三叉路（または宮の平）  
小田急小田原線「本厚木駅」から神奈中バス（5番線乗場）宮ヶ瀬行き（20・21系統）で三叉路または宮の平下車（約50分）
- ② 三叉路（または宮の平）→宮ヶ瀬霊園
  - ・ 三叉路バス停から徒歩約15分（距離約1.3km）
  - ・ 宮の平バス停から無料送迎バスを春・秋の彼岸とお盆に神奈中バスの運行時刻に合わせて運行します。